

廃止障害児通所支援事業所（令和元年12月廃止）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第4項の規定により障害児通所支援事業等を廃止した事業所の一覧表です。

法人名	法人住所	事業所名	事業所住所	サービス種類1	サービス種類2	サービス種類3	サービス種類4	事業所番号	廃止年月日
医療法人宗紀会	奈良県奈良市三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3階	児童発達支援てしらま	奈良県香芝市下田西1-10-28	児童発達支援	放課後等デイサービス			2951861505	令和1年12月31日